

令和8年度

就学援助費・就学奨励費事務補助員(1学期) 採用選考

- 募 集 要 領 -

- 1 採用職種 就学援助費・就学奨励費事務補助員
- 2 勤務内容 就学援助費及び就学奨励費に係る事務補助
※申請書類の確認や仕分け、パソコン入力等が中心となります。
- 3 応募資格 次の要件を満たす方
 - (1) 就学援助費・就学奨励費事務補助員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められること。
 - (2) 任用期間において、世田谷区で「会計年度任用職員制度の『職』」として他に任用される予定がないこと。
 - (3) 地方公務員法(昭和25年12月13日法律第261号)第16条の各号に該当しないこと。
※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません(心神耗弱を原因とするもの以外)。
- 4 勤務条件
 - (1) 身 分 会計年度任用職員(世田谷区教育委員会任用)
 - (2) 任用期間 令和8年4月1日から令和8年6月30日
 - (3) 報 酬 月額109,934円(地域手当相当分含む。)(予定)
※条例等の規定に基づき別途通勤手当を支給します。
 - (4) 休 暇 条例等に規定する有給休暇その他の制度あり
 - (5) 勤務日数 任用期間の内42日(各月2日～22日)
※各月の勤務日数は別途調整の上決定します。
 - (6) 勤務時間 午前9時から午後3時(休憩1時間を含む)
※原則超過勤務はありませんが、公務のために緊急の必要がある場合、所定の勤務時間以外に超過勤務をお願いすることがあります。超過勤務を行った場合は、超過勤務手当(相当する報酬)を支給します。
 - (7) 社会保険、雇用保険 適用なし
 - (8) 公務災害補償等 適用あり
- 5 勤務場所 世田谷区世田谷4丁目21番27号 世田谷区役所第2庁舎5階
世田谷区教育委員会 学務課学事係
- 6 申込期限 令和8年3月6日(金)午後5時【必着】まで
- 7 募集人数 1名

- 8 申込方法 (1) 所定の申込書「**就学援助費・就学奨励費事務補助員採用選考申込書**」及び「**世田谷区における勤務経歴等確認票**」を申込期限までに学務課学事係へ持参又は郵送により提出してください。
 ※持参の場合は、原則として土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時までの受付となります。
 ※郵送の場合は、封筒宛名面に赤字で「採用選考申込書在中（就学援助費・就学奨励費事務補助員）」と明記してください。
- (2) 「就学援助費・就学奨励費事務補助員採用選考申込書」及び「世田谷区における勤務経歴等確認票」に事実相違があった場合は、採用を取消す場合があります。
- (3) 応募書類に記載された個人情報等は、本選考目的以外には使用しません。なお、提出された応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。
- 9 選考方法 1次選考：書類選考
 2次選考：面接
 ※1次選考合格の方のみ、2次選考を実施します。なお、1次選考の結果は応募者全員に通知します。
- 10 選考日程
- | | | |
|----|------|-------------------|
| 3月 | 6日 | 選考書類提出締め切り |
| 3月 | 上～中旬 | 1次選考結果通知（面接日時通知） |
| 3月 | 中旬 | 2次選考 |
| 3月 | 中～下旬 | 2次選考結果通知（採用手続き開始） |
| 4月 | 1日 | 採用 |
- 11 その他
- ・地方公務員法上のサービスに関する規定が適用となりますので、これに違反した場合には懲戒処分等の対象となることがあります。
 - ・勤務場所は、原則、敷地内禁煙です。
 - ・採用となった方は、「住民票記載事項証明書」を提出して頂きます。

以上

【提出及び問い合わせ先】

〒154-8504

東京都世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所第2庁舎5階

世田谷区教育委員会 学務課学事係

電話 03-5432-2686（直通）